平成２７年（フ）第７２８号
仙台市青葉区落合４丁目６番４－204号、従前の住所仙台市青葉区みやぎ台４丁目19番８号
債務者　千田　美鈴
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
秋田市飯島鼠田１丁目16番15号
債務者　佐藤　朋恵
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
福島県いわき市内郷内町四方北114番地の19小山田ビレッジ201
債務者　伊賀由貴子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３５２号
茨城県水戸市末広町３丁目５番16号　メゾンパークス101号
債務者　木下　健一
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６４号
茨城県水戸市住吉町267番地の１　シャインメモリー館Ｂ棟102号
債務者　浅野　　淳
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３７３号
茨城県小美玉市世楽654番地１
債務者　石田よし江
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
茨城県石岡市石岡3039番地８　ドルフィン石岡、前住所東京都葛飾区東金町６丁目１番12号　第２若葉荘
債務者　溝口　ろく
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１６号
茨城県土浦市右籾3034番地　松本住宅６号
債務者　竹一　秀子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
茨城県土浦市下高津４丁目４番７号　サンプレイス６　202、前住所茨城県土浦市港町２丁目２番32－502号　レグザ土浦アクアガーデン
債務者　宮内　美智
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
千葉県長生郡白子町古所3369番地４
債務者　緑川千代子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
千葉県長生郡睦沢町川島1884番地31
債務者　川島　洋子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
千葉県茂原市高師94番地10（スリットハイツ207）
債務者　山口　典子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
千葉県いすみ市大原7083番地２
債務者　渡邊　靖之
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
千葉県袖ケ浦市神納3100番地２　ボヌールメゾンＢ－５号
債務者　松尾　啓子（旧姓新出）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９２号
長野県下伊那郡松川町元大島3324番地８
債務者　田中　昌穂
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２４７号
大津市大石東５丁目９番２号
債務者　井上建築こと　井上甚志栄
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２４号
滋賀県高島市安曇川町西万木296番地14
債務者　小山由美子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大津地方裁判所民事部